

【大宮地区自治協議会の設立と経過】

＜設立趣旨＞地域コミュニティへの帰属意識の希薄化と担い手不足の深刻化に対処するとともに、地域の将来像を描き「自分たちのまちは自分たちで選び、勝ち取っていく」との考えのもと、元気な今のうちに全員参加型の新しい仕組みを構築する。

そして、行政依存から脱却し、行政と地域が「イコールパートナー」として連携協働して公共を担っていくこととする。

＜自治活動計画＞地域のビジョンを設定し、それを達成するための地域課題を抽出して地域住民が自らの手で地域課題を解決するための計画を立案し、纏めたものを「自治活動計画」として位置づけ、役割分担しながら地域の総力を結集して実行していくこととする。

＜主要経過＞

- 平成27年10月 設立への準備会として「大宮自治組織づくり委員会」を結成発足
- 平成28年 1月 奈良市の自治組織づくり「モデル地区」として指定
- 平成28年 9月 地域ビジョンづくりのため「住民アンケート」実施
- 平成30年 1月 ビジョン、自治活動計画、組織、会則、陣容、予算等の策定
- 平成30年 5月 「大宮地区自治協議会」設立総会、活動計画始動
- 平成30年 6月 大宮地区自治協議会のホームページ開設
- 平成31年 2月 臨時総会、第1次「大宮自治活動計画」確定
- 令和元年 5月 定期総会、第1次「大宮自治活動計画」の委員会別計画スタート
- 令和元年 6月 「奈良市地域自治協議会の設置及び認定に関する要綱」にもとづき「大宮地区自治協議会」が設置認定
- 令和元年 12月 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例に「地域自治協議会」が格上げ規定され、経過措置として「大宮地区自治協議会」が認定
- 令和2年 5月 定期総会（新型感染症拡大防止のため書面による議決方式採用）
- 令和2年 11月 臨時総会（「おおみや安心システム」の構築、活動計画見直し等）
- 令和3年 3月 臨時総会（「委員会」制から「部会」制への変更、書面議決方式）
- 令和3年 5月 定期総会（新型感染症拡大防止のため書面による議決方式採用）
- 令和4年 2月 臨時総会 第2次大宮自治活動計画の策定（書面議決方式）

＜地域自治協議会の定義（奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例第2条第8号）

○共同体意識の形成が可能な一定の地域（おおむね市立小学校の通学区域をいう。）において、当該地域の住民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するものをいう。

＜地域自治協議会の役割（同条例8条の2）抜粋＞

- 地域自治協議会は、地域の課題解決を図るとともに、住みよいまちづくりの推進に努めるものとする。
- 地域自治協議会は、民主的で透明性の確保された運営を行い、市民に開かれた取組を行わなければならない。